

# 福岡女子大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

2022年6月8日現在

- \* この行動指針は標準的な目安であり、レベルの判断及び具体的な対応については、感染の状況や国・県の決定等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症危機対策本部長が決定することとします。
- \* この行動指針は今後の感染等の状況に応じて変更することがあります。
- \* 海外留学・海外渡航については、別途定めます。

現在の段階は、 **レベル1** です。

| 段階   | 区分     | 判断基準   | 授業・教育活動   | 学生の課外活動  | 研究活動   | 図書館  | 施設貸出  | 国際学友寮「なでしこ」   | 学外者の入構  | 教職員の出張・兼業  | 事務体制   | 各種会議  |
|------|--------|--|---|--|--|--|---|---|---|--|--|---|
| レベル0 | 通常     | 平常時・危険がない状態  | 通常どおり   | 通常どおり  | 通常どおり  | 通常どおり  | 通常どおり   | 通常どおり   | 通常どおり   | 通常どおり  | 通常どおり  | 通常どおり   |
| レベル1 | 一部活動制限 | 感染への注意が必要な状態   | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で授業・教育活動を行う。必要に応じ、遠隔授業により実施する。                             | 感染拡大防止に最大限の配慮を行うよう、各学生（団体）に求める。                                      | 感染拡大防止に十分な配慮をした上で研究活動を行う。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で開館する。必要に応じ、開館時間短縮、利用制限などを行う。 | 各施設の収容率などに配慮するとともに、感染拡大防止に最大限の配慮を行うよう、各団体に求めた上で貸出を許可する。 | ①新規入寮<br>入寮を原則とするが、重篤化のリスクが高い者等については個別に対応する。<br>②寮活動<br>感染拡大防止に配慮した上で対面で行う。                                       | 感染拡大防止に十分な配慮をした上で入構を許可する。                     | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で出張を許可する。<br><br>感染拡大防止を最大限配慮した上で兼業を許可する。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で通常勤務を行う。場合によっては時差出勤や在宅勤務を導入する。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面で開催する。必要に応じ、オンラインまたは書面により開催する。      |
| レベル2 | 活動制限-小 | 大人数での行事、イベント等について、県の自粛要請が出ている状態                            | 感染拡大防止のため、対面授業と並行して遠隔授業を活用する。   | 感染防止対策を事前に提出し、確認を受けた団体のみ許可する。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を行う。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で開館する。必要に応じ、開館時間短縮、利用制限などを行う。 | 真に必要な場合のみ、貸出を許可する。                                      | ①新規入寮<br>入寮を原則とするが、重篤化のリスクが高い者等については個別に対応する。<br>②寮活動<br>オンラインを中心に行う。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で入構を許可する。                    | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で出張を許可する。<br><br>感染拡大防止を最大限配慮した上で兼業を許可する。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で通常勤務を行う。場合によっては時差出勤や在宅勤務を導入する。 | 対面での開催は最小限にとどめ、オンラインまたは書面での開催を推奨する。                     |
| レベル3 | 活動制限-中 | 外出の自粛などについて、県の要請が出ている状態（感染縮小期でまん延防止等重点措置の対象区域になっている場合を含む。） | 原則として遠隔授業を実施する。ただし、学内における実験・実習は、感染防止対策を講じた上で実施を認める。学外実習は感染防止対策を講じた上で実施を認める。 | 原則として課外活動の自粛を要請する。感染拡大状況を踏まえた活動計画書の提出により、活動を許可することがある。               | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を行う。可能な限り現場での滞在時間を減らす。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で開館する。必要に応じ、開館時間短縮、利用制限などを行う。 | 原則として貸出を禁止する。   | ①新規入寮<br>入寮を原則とするが、県外からの移動及び重篤化のリスクが高い者等については個別に対応する。<br>②入寮状態の継続<br>平日外泊は原則として禁止を維持。<br>③寮活動<br>オンライン等で実施する。     | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で入構を許可する。                    | 県外への出張を原則として禁止する。<br><br>県外への移動を伴う兼業を原則として禁止する。  | 在宅勤務・時差出勤を推奨する。                                  | 原則としてオンラインまたは書面で開催する。対面での開催は、各種会議長が必要と認める場合のみとする。       |
| レベル4 | 活動制限-大 | 緊急事態措置の対象区域になっている状態（感染拡大期でまん延防止等重点措置の対象区域になっている場合を含む。）     | 原則として遠隔授業を実施し、教員が自宅等学外から遠隔授業を行うことを推奨する。<br><br>学外実習は原則中止とする。                | 原則として課外活動の自粛を要請する。特段の事情がある場合に限り、感染拡大状況を踏まえた活動計画書の提出により、活動を許可することがある。 | 現在進行中の以下の業務を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみの立ち入りを許可する。それ以外の場合は、自宅での作業を原則とする。<br>①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務<br>②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある業務<br>③その他自宅では対応できない重要かつ緊急の業務 | 開館時間短縮、開館日数減、利用者制限などを行った上で開館する。状況に応じ、閉館する。     | 貸出を禁止する。  | ①新規入寮<br>入寮を原則とするが、県外からの移動及び重篤化のリスクが高い者等については個別に対応する。<br>②入寮状態の継続<br>希望者には平日外泊を許可する場合がある。<br>③寮活動<br>オンライン等で実施する。 | 事前に許可を得ている者等以外の入構を禁止する。                       | 市内及び近郊市町村以外での出張を原則として禁止する。<br><br>市内及び近郊市町村以外での兼業を原則として禁止する。<br>※遠隔で実施可能な他大学の非常勤講師や禁止による社会的影響が甚大なものを除く。    | 在宅勤務・時差出勤を積極的に推奨する。                              | 対面でなければ実施できない場合を除き、オンラインまたは書面で開催する。                     |
| レベル5 | 活動停止   | 重大な緊急事態（感染拡大により、教職員が出勤できない状態等）                             | 遠隔授業のみ実施し、教員が大学内から遠隔授業を行うことを禁止する。<br><br>学外実習は全て中止とする。                      | 原則として課外活動を禁止する。  | 大学機能を最低限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りを許可する。   | 原則として閉館する。                                     | 貸出を禁止する。  | ①新規入寮<br>原則として入寮を認めない。<br>②入寮状態の継続<br>希望者には平日外泊を許可する。<br>③寮活動<br>オンライン等で実施する。                                     | 大学の施設管理、研究活動の維持等、大学機能を最低限維持するための入構以外はすべて禁止する。 | 県内外問わず、緊急に必要なものを除き全ての出張を禁止する。<br><br>移動の有無を問わず、全ての兼業を原則として禁止する。<br>※遠隔で実施可能な他大学の非常勤講師や禁止による社会的影響が甚大なものを除く。 | 役職者等、大学機能の維持に必要な最小限の人員以外は原則として全員在宅勤務を行う。         | 原則として延期または中止とする。大学機能を最低限維持するために必要な会議のみ、オンラインまたは書面で開催する。 |